

チャランケ通信 第 117 号 2015 年 9 月 11 日

「チャランケ」とは、アイヌ語で談判、論議の意、「アイヌ社会における秩序維持の方法で、集落相互間又は集落内の個人間に、古来の社会秩序に反する行為があった場合、その行為の発見者が違反者に対して行うもの、違反が確定すれば償いなどを行って失われた秩序・状態の回復を図った」（三省堂『大辞林』より）

元参議院議員 峰崎直樹



いよいよ国会の方も、安全保障法案の参議院での採決をめぐっての攻防に入り、クライマックスを迎えようとしている。多くの国民の反対の声を押し切った採決、憲法違反と言われても強行する安倍内閣の姿勢には、法治国家の政治家としての責任感のかけらもないのではないか、と思わざるを得ない。

自民党総裁選挙、無競争という結果は組織の劣化を招くのでは

そうした中で、自民党の総裁選挙が 8 日始まったのであるが、誰も対抗馬に立つものがない。かつては数人の総理大臣を目指す政治家が立候補して、大いに経綸を戦わせたモノだが、自民党内の人材も払底したのだろうか、何だか自分が支持していない政党なのに、残念さが募る。これからの日本の政治の行く末が案じられて仕方がない。やっぱり自民党には期待してもしょうがないだろう。

前回のチャランケ通信に誤りがあり、お詫びと訂正をしたい

さて、前回のチャランケ通信 116 号に対して読者の中から、誤りを指摘していただいた。一つは「フィリップス曲線」としなければならないのに「フィリップ曲線」としていただいていたことである。二つは、「マネーストック」としなければならないのに、「マネタリーストック」としてしまっている点です。その他、フィリップス曲線や物価の捉え方についても問題の指摘をいただいておりますが、

それらの点については引き続き検討させていただきたいと考えています。いずれにせよ、言葉の定義や名称の過ちについてはその通りですのでこの場を借りてお詫びをするとともに、正しておきたいと思えます。ご指摘、ありがとうございます。これからも気が付いたことがおありの方は、是非とも指摘して下さいようお願いいたします。

消費税の軽減税率打開策として、マイナンバーによる還付制度案

今回は、どうしても税制の問題に触れざるを得ない。先週末から報道され始めたのが消費税の10%への引き上げの際に、与党側とりわけ公明党が複数税率を導入し食料品を8%のまま据え置く方向を打ち出していた。ただ、食料品の範囲をどこまでにするのかをめぐって混迷し始め、財務省にどんな案が考えられるのか、下駄を預けた格好になっていたようだ。報道によれば、財務省案は10%になった際に一度酒を除く食料品についてはすべて10%を支払い、購入する時点でマイナンバーをレジにかざして確定申告時に2%分を還付する仕組みを考えたようだ。食料品の範囲をどうするのか、還付する対象はどんな所得階層なのか、などこれから結論を出さなければならないことが多くありそうであるが、一つのアイデアとしてはまことに興味深いものとなっている。マイナンバーが導入されていることが前提になっており、その導入に努力したものの一人として、このような使い方こそマイナンバー導入の狙いでもあると強調しておきたい。

与党側も渋々容認へ、民主党は給付つき税額控除に近似、賛成か

与党税調の方は、この財務省案に対して当初は不満であるという態度が述べられていたようだが、結果として財務省案が受け入れることで決着がついたようだ。酒を除く食料品が対象になり、消費税率の引き上げ分が所得に応じて還付されるわけで、これが実現されれば理想的な逆進性対策になる。与党側がこの制度を受け容れたことを高く評価しておきたい。これまで、民主党は「給付つき税額控除」を提唱していたのだが、それよりも消費税の逆進性に直接答えた制度であるだけに、「給付つき税額控除」よりもベターであると言えよう。「給付つき税額控除」は、引き続き社会保障的な観点からの活用を考える際に制度化されていくべきであろう。

問題は、マイナンバー制度の浸透度と食料品売り場のレジ

問題は、マイナンバー制度が導入されて1年半後からこの還付制度が始まるのだが、実際に還付作業はそれよりも1年近く遅れて還付されるだろうが、それにしても果たして全国津々浦々の食料品売り場にマイナンバーが利用できる

レジが完備できるのかどうか、さらに、国民全員がマイナンバーを利用できる状態にできるかどうか、問題は時間との戦いになるのかもしれない。ただ、全体としてそれらの制度が完備するまでの間は、現在の低所得者への給付措置を延長していくことで暫定的にカバーしていく以外にないし、マイナンバーは国民全員が利用できるようにするためにもこの還付制度を宣伝していく必要がある。結果として、国民すべてがマイナンバー保有者として利用できる制度になるチャンスにしていけば良い。おそらく世界で初めての試みとして、軽減税率による減収に悩むEU諸国から視察に訪れるかもしれない。

この案は、かつて参議院選挙で菅総理が訴えた還付制度に近似

よくよく考えてみれば、この考え方は2010年の参議院選挙の際に、時の総理大臣である菅直人氏によって提唱された、悪名高い「消費税の還付制度」に他ならない。あのときに10%に引き上げた際には、青森で200万円、秋田で250万円、山形で300万円と一日の内に3回も還付する所得の上限を引き上げるなどして動揺する姿をさらけ出し、参議院選挙敗北の元凶と非難されたことが懐かしく思い出されてくる。もっとも、食料品だけに絞ったのではなく、消費税引き上げ分の逆進性対策として提起していたのではあるが……。その菅総理時代、マイナンバー制度の導入を一番熱心に推進してくれたことが、今日の逆進性対策に辿りつけたのであり、与党側が一番感謝すべきは、もしかすると菅直人元総理なのかもしれない。

根本的な問題として、所得捕捉の「クロヨン」が解決可能か否か

とはいえ還付制度を導入する際、問題は恐らく所得の正確な補足がマイナンバーによって確実なものになるのかどうかにかかっている。所得税の総合課税と言う考え方が打ち出されていながら、金融所得は別枠にしているわけで、果たして金融所得も含めた総合課税にしていけるのかどうか、一番の政治的な難問はそこに帰着してくる。まさに、クロヨン問題なのであり、多くの社会保障の支給基準になっているのが所得なのであり、今日的には資産の問題からも避けて通れなくなりつつある。是非ともこの機会に、所得の公平性・透明性を実現するよう政治の世界に強く求めていく必要がある。

ビール税制の改正が進みつつある、本物志向を目指したい

もう一つ税の問題として、ビール税制がある。ビールとは何ぞや、と言う基本の問題があり、酒税法でそれは明記されている。端的に行って麦芽の含有量であり、67%以上含まれているものをビールと言い、25%以下のものは発泡酒、そして全く含まないものまでビール擬きとして「第三のビール」とされて

きたのだ。

なぜか、それはビールの税金に大きな差が出てくるのだ。350ml でビールは77円、発泡酒は47円、第三のビールは28円と大きな差があったのだが、今回すべて55円に統一していく方向が出されようとしている。直ちに55円に統一できるのかどうか、来年の参議院選挙を控えているだけに与党の税調でも簡単に結論が出るとは思われないが、少なくとも方向性は出で来るのであろう。ビールは減税になるのだが、発泡酒や第三のビールは増税になる。それだけに、国民の不満は強まることが予想されるだけに、どんな展開になるのか予断を許さないようだ。

「イミテーションの鴨井」が作ったビールもどきの第三のビール

ちなみに、最初にビールもどきのまがい物を創ったのはあのサントリーであり、NHKの朝ドラ「まっさん」で「イミテーションの鴨井」と揶揄されたのを思い出してしまう。「赤玉ポートワイン」と言い、原酒のほとんどは言っていないウイスキー擬きを創った時と言い、サントリーと言う会社にはイミテーションの文化・DNAが染みついているのかもしれない。早く本物の文化を生み出す日本にして欲しいものだ。